

はじめに

§ 決算事業報告書とは

この決算事業報告書は、多摩市が実施した事業についての情報を市民、議会と共有するために作成しているものです。市の事業に関する基礎情報を最も網羅的に集めた詳細な資料となっています。

§ 決算事業報告書の特徴と経緯

決算報告の基礎資料としては、法定調書と呼ばれる『決算書』及び『主要施策の成果説明書』を作成することが法で定められています。多摩市では、それに加えて決算事業報告書を作成していました^{*1}。これは議会の決算認定審議において法定調書を補完するためのものですが、一方で市民からはわかりにくいとの声もありました。

平成16年度に多摩市自治基本条例が施行され、市民との情報共有や、市民が評価に参画するための基礎情報の提供などがますます求められるようになりました。そのため、専門的な知識を有する市議会議員等だけではなく市民が読んでもわかりやすい報告書とすることを目指し、現在の形になっています。

§ 決算事業報告書の構成

I(1) 歳入決算額一覧表

科目別の歳入決算額を掲載しています。また、その歳入を特定財源としている場合は、充当先事業の予算コード番号と充当金額を掲載しています。

I(2) 事業別歳出決算額一覧表

事業別の歳出決算額、財源内訳、事業概要を掲載しています。また、当該事業の詳細を「I(3) 事業概要及び成果等」で説明している場合は、対応するページを右欄に掲載しています。

I(3) 事業概要及び成果等

「I(2)事業別歳出決算額一覧表」の詳細で、3部の構成になっています。

- ① 1頁目: 事業に関する解説(◇事業の位置づけ等/◇事業の実施内容/◇事業にかかる費用/◇成果指標/特記事項)
- ② 1頁目下段: 自己点検・今後の課題や方向性

^{*1}当初は『主要施策の成果説明書 資料編』及び『事務報告書』の2種類を作成。平成9年度からそれらを合体し現在の名称に改めた。

③ 2頁目以降:執行状況及び成果等

このうち①②をまとめて《事業カルテ》と呼んでいます。

事業カルテは、事業の活動実績、活動量、成果、実施水準、見直しの方向性などを共通の切り口から評価するものです。原則として予算事業を単位としていますが、よりわかりやすくするために、複数の類似事業をまとめた合体カルテや、一つの事業を細分化した《サブカルテ》を作成するなど工夫を加えています。

なお、原則として全事業対象としていますが、事務的な経費のみの事業などPDCAサイクルに則した評価に馴染まない事業等は、事業カルテ作成対象外にしています。この場合は、事業別歳出決算額一覧表や、執行状況及び成果等のページにおいて、内容等の説明を行っています。

II 付属資料

巻末に財源の根幹である市税関係や各課に共通する項目のデータを掲載しています。

共通項目では、交際費、食糧費、施設別光熱水費、契約(130万円以上の工事契約、50万円以上の委託契約)、補助金交付団体等について、課別にまとめ、一覧表にしています。

一般会計及び各特別会計の収入未済に関する対策の状況を掲載しています。これは、全庁的な課題として取り組んでいる未収金の対策に関して、未収金の徴収額や発生額、取組内容等の状況について明記するものです。

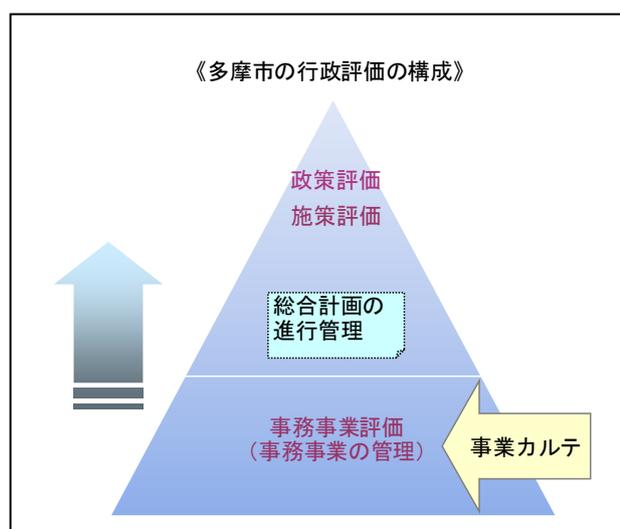
§ 事業カルテと行政評価

◆ 事業カルテについて

事業カルテは、一般には「事務事業評価」と呼ばれ、「行政評価」の土台を構成するものです。

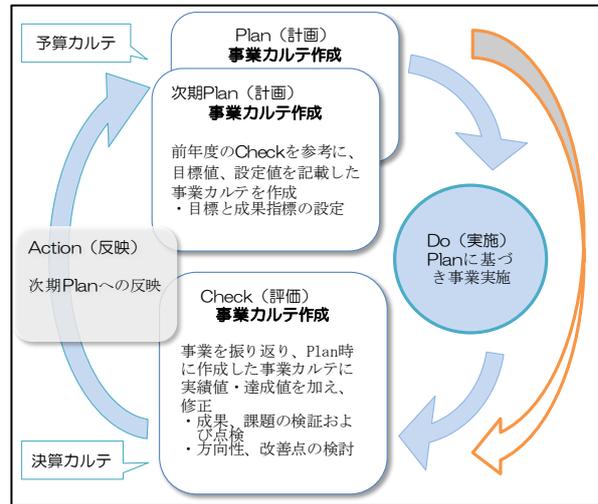
この事業カルテによる事務事業評価は、行政の自己評価として、事業を実施した所管課が行っています。

所管課での事務事業評価は、事業カルテを用いたPDCA^{*2}のサイクルに則って行われています。



^{*2}PDCAサイクル:Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(反映)の頭文字を取ったもので、評価において、計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かすという考え方のこと

右の図のように、まず、予算策定時に計画した目標等を事業カルテに記載します。決算時においては、事業実施を振り返りながら、実施状況や今後の見直し・改善点等について再度事業カルテに記載します。さらに、ここでの見直し点等を次の計画に反映させていきます。この冊子に掲載されている事業カルテは、決算時に作成したものです。



◆ 事業カルテのあゆみ

多摩市では、平成15年度決算から平成17年度決算までの3カ年を試行期間として行政評価に取り組んできました。その間、事業カルテについては、作成基準の統一や様式の改善、事業に係る人件費等を含む間接経費の算出、指標の設定、事業評価(診断)の実施などを段階的に導入してきました。

平成18年度からは、同年度よりスタートした多摩市戦略プラン(第四次総合計画後期基本計画)上の位置づけを記載し、事務事業が戦略プラン上のどの目標(施策)のもと実施されているのか把握できるようにしました。以後新たな総合計画の策定・改定に併せて、事業カルテの修正を行い、目標体系上の位置づけを記載しています。

また事業について客観的な視点から評価するためには、毎年度一定の基準に照らして分析し、次年度以降の事業実施へ反映することが必要です。そこで平成23年度からは「事業診断書」の構成を見直し、「自己点検・評価」に改編しました。これからも、よりわかりやすい行政評価を目指し、事業カルテ等の様式や評価手法についてさらなる精度向上に取り組んでいきます。

◆ 多摩市の行政評価の取組

本市の進める「行政評価」とは、市の取組がどのような成果をもたらしたのかという視点で、各年度の取組状況を確認するとともに、あらためて「目指すまちの姿の実現」という観点から議論し、その結果を翌年度以降の改善につなげていくためのしくみです。

総合計画では、政策・施策レベルの評価と、具体的な手立てである事務事業レベルでの評価を行うことで、PDCA サイクルによる計画の進行管理と予算との連動に取り組んでいます。

この評価に当たっては、市民の皆さんと情報共有を図るとともに、市民の皆さんからの多様な意見を反映するために、無作為抽出で選ばれた市民によるワークショップ等を実施してきました。令和5年 11 月からスタートした「第六次多摩市総合計画」でも、引き続き、市民の皆さんの意見を伺いながら、行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組んでいます。